

熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会運営要綱

制定 令和2年 4月 1日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条に基づき、熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）の策定に関すること。
- (2) その他熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 森林組合等関係者
- (3) 市民の代表者
- (4) その他適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。会長は、委員の互選により選定する。副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。
 - (1) 熊本市情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

（関係者の出席）

第7条 会長は、委員会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、農水局農政部農業政策課において行うこととする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。